

空き家の除却(解体)費用を 補助します！

最大

30万円



制度名

志摩市木造住宅空き家除却工事補助金

補助額

除却(解体)工事費用の3分の2 上限30万円

対象者

空き家の所有者もしくは相続人

対象となる空き家

下記の要件を全て満たす空き家

- ① 木造住宅空き家除却補助金事前申込みの結果、耐震性が無いと判断されたものまたは、志摩市木造住宅耐震診断等事業の対象となる昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断の結果、評点が0.7未満であるもの
- ② 1ヘクタール以内に10戸以上の区域内にあること
- ③ 1年以上、人が住んでいないこと

対象外の工事

- ① 除却(解体)中および除却(解体)済の工事
- ② 解体後、建材等が敷地内に残存する工事
- ③ 市内業者でない者が施工する工事

問い合わせ先

志摩市役所 営繕課

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

電話0599-44-0306